

(報告)

令和6年能登半島地震について

令和6年1月16日

総務企画課

以下のとおり、報告いたします。

1 地震の概要

- (1) 発 生：令和6年1月1日（月）16時10分頃
- (2) 震 源 地：石川県能登地方 震源の深さ16km
- (3) 震 度 等：マグニチュード7.6 最大震度7（石川県志賀町）
※京都府内 震度4（長岡京市）ほか
- (4) 警 報 等：大津波警報（石川県能登地方）
津波警報・注意報（日本海沿岸部）
※京都府内 舞鶴市（0.4m到達）、京丹後市、宮津市、伊根町、与謝野町

2 京都府内の被害状況等

- (1) 人的被害：なし（住家被害もなし）
- (2) 施設被害：複数の公的施設で亀裂等の被害が発生
＜教育施設＞
府立東宇治高等学校 校舎渡り廊下で天井ボード落下等
府立八幡支援学校 高等部校舎で複数箇所の亀裂
※ほか複数の府立学校等で軽度の被害を確認

3 京都府の被災地支援の対応等

京都府災害支援対策本部を設置し、対口（たいこう（カウンターパート））支援先である石川県七尾市等に向け、人的・物的支援等を実施

- (1) 物的支援：府備蓄物資等（飲料水、毛布等）を輸送
- (2) 人的支援：D P A T（災害派遣精神医療チーム）や保健師等チームのほか、被災建築物の応急危険度判定業務や避難所運営支援等の業務に従事する職員を、全庁から順次派遣
- (3) そ の 他：義援金を府有施設で受付 ※府立図書館にも義援金箱を設置
府営住宅を被災者へ一定期間無償で提供

4 文部科学省の対応

- (1) 各都道府県教育委員会に対し、地震対応に係る留意点等を通知
ア 令和6年1月4日付け「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の安全確保等について（通知）」
被災地における学校教育活動開始や避難所運営への協力に関する事項のほか、被災した児童生徒等の受入れや受検機会の確保等について通知
イ 令和6年1月7日付け「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」
被災した児童生徒等に係る授業料の減免や就学援助等の就・修学支援、学びの継続や学習機会の確保、心のケア等の充実等について通知

- (2) 一般社団法人日本臨床心理士会及び公益社団法人日本公認心理師協会に対し、被災地教育委員会から要請があった場合におけるスクールカウンセラーの派遣について協力を依頼
- (3) 各都道府県教育委員会に対し、被災地教育委員会から要請があった場合における教職員の派遣について検討を依頼

5 京都府教育委員会としての対応

- (1) 上記4(1)の文部科学省の通知に基づき、各府立学校及び各市町（組合）教育委員会に対し、当該通知の趣旨を踏まえた今後の適切な対応を求める通知を発出（令和6年1月5日及び1月9日付けで発出済み。）
- (2) 上記4(2)(3)の文部科学省の対応に基づき、教職員やスクールカウンセラーの派遣等、被災地教育委員会からの要請等を踏まえ、対応を検討
- (3) 府立学校等の教育施設における被害については、児童生徒等の安全確保に努めながら、必要に応じて適切に修繕等を実施

令和6年能登半島地震に係る対応等について

令和6年1月11日17時
京都府災害支援対策本部

1 地震の概要

- ・発生時刻：令和6年1月1日（月） 16時10分頃
- ・震源地：石川県能登地方
- ・震源の深さ：16km
- ・マグニチュード：M7.6
- ・その他：震度5以上の余震多数

2 各地の震度情報

- 【震度7】石川県 志賀町
 - 【震度6強】石川県 七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町
 - 【震度6弱】石川県 中能登町 能登町
 - 【震度5強以上】 多数
- 京都府内
- 【震度4】 長岡京市
 - 【震度3】 多数

3 津波予警報

- 【大津波警報】 石川県(能登地方)
 - 【津波警報】 日本海沿岸部各地
- 京都府内
- 【津波注意報】 舞鶴市、京丹後市、宮津市、伊根町、与謝野町
- 津波到達：舞鶴市：0.4m（1月1日21:47、1月2日0:43）
1月2日 10:00 解除

4 京都府の被害状況等

- (1) 人的・住家被害：なし
- (2) 福井県内の原子力発電所：異常なし
- (3) 高速道路・府管理道路：府道天橋立線通行止め（1月1日20:30～2日10:50解除）
- (4) 交通機関
 - JR西日本
京阪神エリアを発着するサンダーバード、しらさぎについて1月2日正午頃から、
運転再開（一部区間は運転取りやめ）
 - 丹後海陸交通
伊根湾めぐり遊覧船 →津波注意報発令中のため、1月2日始発より欠航
→津波注意報解除に伴い、1月2日10時30分より運行再開
天橋立観光船 →津波注意報発令中のため、1月2日始発より欠航
→津波注意報解除に伴い、1月2日10時30分より運行再開
- (5) 配備体制：災害警戒本部・支部（丹後・中丹・山城）設置（1月1日16:10）
（山城支部：1月1日21:41閉鎖、丹後支部：1月2日11:00閉鎖、
中丹支部：1月2日12:46閉鎖、本部：1月2日12:50閉鎖）
- (6) その他の被害：府立八幡支援学校の高等部校舎で複数箇所の亀裂
府立東宇治高等学校の校舎渡り廊下で天井ボード落下及び各階
ジョイント部にずれ
向日市福祉会館外壁タイルの亀裂及びひび割れ
向日市保健センター外壁タイルの盛り上がり
京都府南部総合地方卸売市場（宇治市）で水道管破裂、漏水

5 避難の状況

- 舞鶴市：沿岸部に対して高台等への避難指示を発令(1月1日16:56)
約516名が避難実施(全員帰宅済み)
- 宮津市：自主避難あり(全員帰宅済み)
- 京丹後市：自主避難145名(全員帰宅済み)
- 与謝野町：自主避難1名(全員帰宅済み)
- 伊根町：自主避難4名(全員帰宅済み)

6 市町村警戒体制

- 伊根町：1月1日 16:12 災害警戒本部設置 → 1月2日 10:00 閉鎖
- 京丹後市：1月1日 16:13 災害警戒本部設置 → 1月2日 10:00 閉鎖
- 宮津市：1月1日 16:44 災害警戒本部設置 → 1月2日 10:25 閉鎖
- 舞鶴市：1月1日 16:12 災害警戒本部設置 → 1月2日 10:00 閉鎖
- 与謝野町：1月1日 16:12 災害警戒本部設置 → 1月2日 10:00 閉鎖

7 京都府の支援状況等

1月4日 12:00 災害支援対策本部設置

(1) 物的支援

○備蓄物資支援

- ・府備蓄物資(飲料水50箱、毛布60箱、子ども用おむつ17箱、大人用おむつ2箱、生理用品3箱、粉ミルク2箱、哺乳瓶5箱、離乳食15箱)を石川県へ海路輸送(1月2日12:00)
※舞鶴市の支援物資と併せて、舞鶴港から海上自衛隊多用途支援艦「ひうち」により輸送
- ・府備蓄物資等(飲料水、毛布、おしりふき、消毒液、マスク、アルミブランケット)を職員派遣と併せてバスで七尾市へ輸送(1月9日9:30)

(2) 人的支援

○対口支援先へのリエゾン派遣

- ・関西広域連合として決定した、京都府の対口支援先である七尾市に職員2名を派遣(第1次活動期間：1/5～1/9、第2次活動期間：1/9～1/13予定)

○対口支援先への避難所運営支援等の派遣

- ・京都府の対口支援先である七尾市に、避難所運営支援等のため職員33名を派遣(第1次活動期間：1/9～1/13の予定、第2次活動期間※：1/13～1/17の予定)
※京都市除く市町村職員15名を含む

○DPAT(災害派遣精神医療チーム)

- ・京都府立洛南病院DPAT先遣隊チーム(6名：医師1名、看護師2名、業務調整員3名)を、石川県DPAT調整本部(石川県庁内(金沢市))へ派遣(活動期間：1/11～1/15の予定)※出発は1月10日

○保健師等チーム

- ・第1班として、1チーム(4名：保健師3名、事務職1名)を珠洲市へ派遣(活動期間：1/9～1/12)※第2班が1月12日出発

○応急危険度判定業務

- ・建築技術職員4名(地震被災建築物応急危険度判定士)を派遣(活動期間：1/11～1/13 珠洲市・2名※出発日は1月10日
1/13～1/15 輪島市、能登町、珠洲市のいずれかに2名派遣
※出発日は1月12日)

(3) その他

○給水支援

- ・府所有の給水車1台及び職員4名を能登町に派遣（活動期間：1/16～当分の間）
※出発日は1月15日

○義援金の受付

- ・義援金の受付開始（1月5日～）

○府営住宅の提供

- ・被災者の生活支援として、府営住宅を一定期間無償で20戸提供（1月5日～）

○府ホームページ「令和6年能登半島地震における被災地支援について」

- ・被災者及び府民向けに、被災地支援に係る特設ページを開設

8. 市町村の支援状況

○京都市

- ・非常食:2,400食、飲料水(490ml):72,000本、毛布:200枚、簡易トイレ:600個、子ども用おむつ約3,000枚、大人用おむつ:約17,000枚、その他（1月5日：七尾市、羽咋市、中能登町）
- ・応急給水活動：給水車1台、作業車等3台、職員12名を能登町へ派遣（1月4日）
- ・給水拠点において仮設給水槽を2基設置し、給水活動を実施（1月6日～：能登町）
- ・被災者の生活支援として、市営住宅を一定期間無償で20戸提供（1月5日～）
- ・義援金の受付開始（1月4日～）
- ・関西広域連合による支援の枠組みの中で京都市がカウンターパートとなった七尾市に対しリエゾン（連絡要員）として職員2名を派遣（第1次活動期間：1/5～1/9）
- ・リエゾン（連絡要員）の交代要員として2名（1月9日～）及び七尾市内避難所の運営支援要員8名（1月10日～）の計10名を派遣
- ・応急危険度判定の実施本部の業務支援として、職員2名を能登町役場へ派遣（1/11～1/13）
- ・下水道管路施設の早期復旧に向けた支援調整等のため、職員7名を能登町へ派遣（1/8～3名、1/10～4名）
- ・避難所等スタッフからの健康相談の対応等として、保健師等1チーム（保健師3名、事務職1名：1月11日～）を石川県庁（金沢市）へ派遣

○共通（京都市除く）

- ・七尾市に避難所運営支援15名（15市町村）を派遣（活動期間：1/13～1/17の予定）
- ・義援金の受付開始（受付時期は市町村により異なる）
- ・市営及び町営住宅（15市町）を一定期間無償で提供（計57戸）

○舞鶴市

- ・飲料水(500ml):432本、毛布:200枚（1月2日：石川県※提供先市町は不明）
- ・ベビーフード:96食、袋入非常食パン:216食、液体ミルク:216本、トイレ袋:2,000袋、乳幼児用おむつ:708枚、大人用おむつ:80枚、泡ハンドソープ:12個、簡易トイレ:20基（1月4日：石川県※提供先市町は不明）

○亀岡市

- ・災害派遣用トイレトレーラー1台を石川県七尾市に派遣（1月2日～当分の間）
- ・ビスケット缶:200缶、飲料水(2ℓ):240本、トイレトーパー:120巻、毛布:300枚、乳幼児用おむつ:480枚、生理用品:1,065枚（1月2日：七尾市）
（トイレトレーラーと併せて持参）

○長岡京市

- ・備蓄水:2,400本、わかめご飯:2,500食、五目ご飯:2,500食、おかゆ:1,000食、ビスコ:3,000袋、缶詰パン:2,400缶、ブルーシート:500枚（1月11日：七尾市）

○京丹後市

- ・飲料水(500ml):2,400本、白粥:750食、毛布:250枚、子ども用おむつ:1,168枚、生理用品:512枚、粉ミルク:10缶、哺乳瓶:40本(1月5日:石川県※提供先市町は不明)

9 関係機関の対応状況

<総合>

○全国知事会

- ・三重県(中部圏ブロック幹事)が先遣隊を派遣(1月2日)
- ・緊急広域支援対策本部を設置(1月2日14:00)

○関西広域連合

- ・現地に職員派遣済(1月2日)
- ・災害対策支援本部設置(1月2日13:00)
- ・令和6年能登半島地震災害対策支援本部会議を開催し、対口支援実施を決定(1月4日11:00)
- ・令和6年能登半島地震に係る参与会議を開催し、対口支援先カウンターパートを決定(1月4日15:00)

<警察・消防関係>

○京都府警察本部

- ・緊急事態対策室を設置(1/1 16:10)
- ・広域警察航空隊1機4人を特別派遣(活動期間:1/1~1/2) ※1/1出発、1/2帰任
- ・広域緊急援助隊(警備部隊)97人を特別派遣(活動期間:1/2~1/4) ※1/1出発、1/5帰任
- ・広域緊急援助隊(刑事部隊)12人を特別派遣(活動期間:1/5~1/10) ※1/4出発、1/11帰任
- ・特別自動車警ら部隊約10人を特別派遣(活動期間:1/7~1/14の予定) ※1/6出発、1/15帰任予定
- ・広域緊急援助隊(警備部隊)及び緊急災害警備隊約80人を特別派遣(活動期間:1/11~1/16の予定) ※1/10出発、1/17帰任予定
- ・特別機動捜査部隊約10人を特別派遣(活動期間:1/11~1/15の予定) ※1/10出発、1/16帰任予定
- ・特別生活安全部隊約10人を特別派遣予定(活動期間:1/15~1/22の予定) ※1/14出発予定

○緊急消防援助隊

- ・指揮支援隊を奥能登消防本部へ派遣(1月1日)
- ・航空小隊1隊(主に救急を想定)を同消防本部へ派遣(1月2日)
- ・第1陣(39隊144名)が出動(1月1日)
- ・第2陣(43隊155名)が出動(1月4日)
- ・第3陣(43隊151名)が出動(1月7日)
- ・第4陣(44隊154名)が出動(1月10日)
- ・第5陣が1月13日出動予定(人数は調整中)

<医療・福祉関係>

○DMAT(災害派遣医療チーム)

- ・9チーム(9病院)を石川県立中央病院(拠点)へ派遣(第1陣活動期間:同病院・金沢大学附属病院において活動 1/4~1/7)
- ・第2陣として、9チーム(9病院)石川県立中央病院へ派遣(活動期間:1/10~1/17予定) ※第2陣は1日当たり3チームで活動
- ・ロジスティックチーム隊員を輪島市役所(2名)及び穴水町役場(1名)へ派遣予定(活動期間:輪島市役所1/11~1/19、穴水町役場1/17~1/25)

○DWA T (災害派遣福祉チーム)

- ・ 石川県及び災害福祉支援ネットワーク中央センター（事務局：社会福祉法人全国社会福祉協議会）から派遣要請を受け、初動支援要員（1名）を金沢市内他へ派遣（活動期間：1/8～1/11）
- ・ 1月10日からチーム員2名（うち1名は初動支援要員）を派遣し、七尾市内他で支援活動中（活動期間：1/10～1/31、3泊4日交代で計11名派遣予定（初動支援要員1名を含む））

○その他医療従事者

- ・ 日本赤十字社近畿ブロックの国内災害救助活動として、舞鶴赤十字病院の医療チーム（9名：医師1名、看護師3名、薬剤師1名、事務4名）を輪島市へ派遣し、現地で支援活動中（活動期間：1/8～1/12）
- ・ 日本看護協会から派遣要請を受け、京都九条病院、洛和会音羽病院から看護師（計2名）を市立輪島病院（輪島市）へ派遣し、現地で支援活動中（活動期間：1/9～1/12）※追加要請があり、看護師4名を派遣予定（活動場所未定、活動期間：1/12～1/15）
- ・ 日本薬剤師会からの派遣要請を受け、京都府薬剤師会から2チーム（1チーム、薬剤師3名）を能登町に派遣（業務内容は未定、活動期間：1/11～1/15）

<2次避難所確保関係>

○京都府旅館ホテル生活衛生同業組合

- ・ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の要請を受け、府内の加盟宿泊施設の受入可能状況を調査（1月11日17時時点で、1,118室2,733名の受入れが可能と確認済）

<衛生関係>

○京都府環境整備事業協同組合

- ・ 珠洲市及び七尾市のし尿及び浄化槽汚泥について、羽咋市又は金沢市の処理施設への運搬を支援（活動期間：1/10～1/19の予定）

令和6年能登半島地震により被災した児童生徒等の安全確保等に係る留意点等をまとめましたので通知します。

5 文科施第 703 号
令和 6 年 1 月 4 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
各国公私立高等専門学校長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
笠 原 隆

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 和 彦

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の安全確保等について（通知）

令和6年能登半島地震においては、今なお余震等が続いており予断を許さない状況にあることから、当面、児童生徒等の安全確保を最優先する必要があります。

そのため、学校教育活動の開始に向けては、児童生徒等の安全及び学校施設の安全性の確保に万全を期す必要があります。

令和6年能登半島地震により被害が発生した学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び学校設置者におかれては、下記の事項を参考に、災害対応に取り組んでいた

だきますようお願いいたします。

文部科学省においては、引き続き被害情報の収集に努めつつ、学校教育活動の開始に向けて支援策の実施に取り組んでまいります。

なお、災害対応に当たり不明な点等ありましたら、下記連絡先まで問い合わせいただくようお願いします。

また、今後学校教育活動の開始に当たり、被災した児童生徒等の就学機会の確保等に関する留意点については、別途、改めてお知らせします。

都道府県教育委員会教育長においては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長においては、所管の学校に対して、都道府県知事においては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長においては、その管下の学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長においては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、厚生労働省社会・援護局長においては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

記

1. 新学期等に当たっての学校教育活動の開始日について

今回の令和 6 年能登半島地震の被災地域の学校における新学期等に当たっての教育活動の開始日については、児童生徒等の安全確保を最優先とし、学校の設置者の判断により、柔軟に取り扱うこと。

その上で、以下 4. を参照しつつ、児童生徒等の安全が確保され次第、学校教育活動を開始すること。

2. 学校における避難所運営の協力に関する留意事項について

避難所の運営については、一義的には防災担当部局等が責任を負うものではあるが、避難住民が住まいを確保できるようになるまでの間は、避難施設での避難を維持する必要があり、発災から一定期間は学校の教職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ない部分もあるので、域内の公立学校が避難所となっている教育委員会におかれては、避難所運営等について防災担当部局等と調整を行うこと。

また、以下の通知を参照し、所管の学校又は域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

- ・「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」（平成 29 年 1 月 20 日付け 28 文科初第 1353 号）
- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知）」（令和 2 年 6 月 24 日付け事務連絡）

都道府県私立学校主管部課、附属学校を置く国立大学法人の担当課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課におかれては、国立大学附属学校や域内の私立学校が市区町村により避難所として指定されているか否かにかかわらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定されるため、上記通知も参考としながら、取組の充実に努めることが望ましいこと。

3. 被災した児童生徒等の公立学校及び国私立学校への受入れについて

学校教育活動の開始に当たり、被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることが望ましいこと。また、域内の国私立学校への受入れの希望があった場合には、各学校の状況に応じて、可能な限り受入れに努めることが望まれること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。

また、私立学校に対して補助を行っている都道府県私立学校主管部課においては、その配分の際、被災した児童生徒等の転出入に伴う在学者数の増減と定員の関係について、弾力的に取り扱うことが望まれること。

4. 学校施設等において学校教育活動を開始する際の留意点について

学校施設等において学校教育活動を開始する際には、校舎や屋内運動場等の学校施設等における安全性を確認するとともに、がれきや破片等の除去や立ち入り禁止の措置など当面必要となる応急復旧等を行い、児童生徒等の安全に万全を期すこと。

従来の学校施設等ではなく周辺の公共施設等を間借りして授業を実施する場合は、学校教育活動開始に当たっての学校施設等の安全性の確保と同様、必要な安全性の確保に努めること。

また、道路の損壊等の危険箇所を把握し、必要に応じて通学路の変更を検討すること。視覚や聴覚に障害のある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。

さらに、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）及び学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めるほか、臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮すること。その際、特に浸水等の被害のあった地域において、教室等が汚れや破損等の被害を受けたときは、不衛生になりやすく感染症の発生のおそれがあることから、「学校環境衛生管理マニュアル」（平成30年度改訂版）の臨時検査の項目も参考にして、消毒等の措置を適切に行うこと。

加えて、学校給食を開始するに当たっては、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意するとともに、調理従事者の健康管理にも留意すること。特に、被害のあった施設、炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した施設においては、十分留意すること。

なお、学校教育活動の早期開始に向けては、適切な教育環境を確保するため、避難

所が開設されている学校では避難所エリアと教育活動エリア及びその動線について区分することや、災害廃棄物等が教育活動開始への支障とならないようにすること等、関係部局と調整すること。

5. 被災した受検生に対する受検機会の確保について

中学校、高等学校等における来年度入学者選抜の実施に当たっては、被災した受検生の状況等を踏まえつつ、必要に応じ、出願期間の延長、出願期間後の受付、提出書類等の簡素化、受検日の延期、追検査の実施等、被災した受検生の受検機会確保のため、弾力的に対応するとともに、被災者支援に当たる関係機関等とも連携の上、受検生への周知に努めること。

6. 教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和5年度使用教科書を無償給与できるとし、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、域内に災害救助法適用地域がある都道府県教育委員会、都道府県私立学校主管部課及び附属学校を置く国立大学法人の担当課においては、喪失・損傷した教科書の再給与にかかる費用について国庫負担がなされるので、都道府県教育委員会と都道府県私立学校主管部課・附属学校を置く国立大学法人の担当課間で連携を取りつつ、教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、速やかに対応すること。

《関連 URL 等》

- 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」（平成29年1月20日付け28文科初第1353号）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/30/1407232_22.pdf（※PDF2 頁目以降）



- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知）」（令和2年6月24日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20200814-mxt_kouhou02-000009286_2.pdf



- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第3版）について」（令和3年5月13日付け府政防第626号他）

https://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA3.pdf



- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成について

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm



- 学校環境衛生基準

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353625.htm



- 学校給食衛生管理基準の施行について（平成21年4月1日付け21文科ス第6010号）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm



- 学校環境衛生管理マニュアル 「学校環境衛生基準」の理論と実践〔平成30年度改訂版〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm



【本件連絡先】

(全体に関すること)

- 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付企画係
（電話）03-6734-2319

(1 に関すること)

- 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課企画係
（電話）03-6734-2589

(2（公立学校）に関すること)

- 初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
（電話）03-6734-4676
- 初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係
（電話）03-6734-2588
- 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室防災教育係
（電話）03-6734-2670

(2（私立学校）に関すること)

- 高等教育局私学部私学行政課法規・企画係
（電話）03-6734-2527

(2（国立学校）に関すること)

- 総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室教育大学係
（電話）03-6734-3498

(3（公立学校）に関すること)

<幼稚園・認定こども園>

- 初等中等教育局幼児教育課企画係
（電話）03-6734-3136

<義務教育諸学校>

- 初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係
（電話）03-6734-2007

<高等学校等>

- 初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高校教育改革係
（電話）03-6734-3482

(3（私立学校）に関すること)

- 高等教育局私学部私学行政課法規・企画係
（電話）03-6734-2527

(3（国立学校）に関すること)

- 総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室教育大学係
（電話）03-6734-3498

(4（学校施設）に関すること)

- 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災推進係
（電話）03-6734-2235

(4 (災害復旧) に関すること)

< 公立学校 >

○大臣官房文教施設企画・防災部参事官 (施設防災担当) 付災害復旧係
(電話) 03-6734-3036

< 国立学校 >

○大臣官房文教施設企画・防災部計画課予算執行第一係
(電話) 03-6734-3182

< 私立学校 >

○大臣官房文教施設企画・防災部参事官 (施設防災担当) 付防災機能強化係
(電話) 03-6734-2328

(4 (通学路等) に関すること)

○総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室防災教育係
(電話) 03-6734-2670

(4 (学校環境衛生) に関すること)

○初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係
(電話) 03-6734-2976

(4 (学校給食の再開) に関すること)

○初等中等教育局健康教育・食育課学校給食係
(電話) 03-6734-2694

(4 (私立学校) に関すること)

○高等教育局私学部私学行政課法規・企画係
(電話) 03-6734-2527

(4 (専修学校高等課程) に関すること)

○総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係
(電話) 03-6734-2915

(5 に関すること)

○初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付高校教育改革係
(電話) 03-6734-3482

(6 に関すること)

○初等中等教育局教科書課無償給与係
(電話) 03-6734-2411

(2、3、4、5のうち高等専門学校に関すること)

○高等教育局専門教育課高等専門学校第一係
(電話) 03-6734-3347

令和6年能登半島地震により被災した児童生徒等の就学機会の確保等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取り扱い等に当たる際の留意点等をまとめましたので通知します。

5 文科施第 704 号
令和 6 年 1 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
各国公私立高等専門学校長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
笠 原 隆

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 和 彦

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）

「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の安全確保等について（通知）」（令和6年1月4日付け5文科施第703号）において、被災地域の児童生徒等の安全確保等について留意いただくようお願いしているところですが、令和6年能登半島地震に被災した児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たる際の留意点を下記のとおりまとめましたので、当該児童生徒等の就学機会の確保等に十分御留意いただくようお願いします。

加えて、令和6年能登半島地震により被害が発生した学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び学校設置者については、被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等に関する下記の事項を参考に、災害対応に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、災害対応に当たり不明な点等ありましたら、下記連絡先まで問い合わせいただくようお願いいたします。

都道府県教育委員会教育長においては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長においては、所管の学校に対して、都道府県知事においては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長においては、その管下の学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長においては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、厚生労働省社会・援護局長においては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

記

1. 高等学校、特別支援学校等及び国私立学校における授業料等の取扱いについて

今回の令和6年能登半島地震により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、入学科、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、教育委員会においては、各地方公共団体における高等学校及び特別支援学校等の授業料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。また、都道府県私立学校主管部課及び附属学校を置く国立大学法人の担当課においては、国私立学校の行う授業料等の減免に関し、適切な支援を行うことが望まれること。

2. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。なお、国立学校及び私立学校に通う者についても同様に取り扱うこと。

3. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金等については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、①高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）、高校等で学び直す者に対する修学支援（家計急変支援制度）及び高校等専攻科の生徒への修学支援（家計急変支援制度）による授業料支援に加え、②授業料以外の教育費支援として家計急変に対応している高校生等

奨学給付金も活用し、必要な支援を行うこと。

被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に、卒業年次の高校生等については、進路指導に際し、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）や日本学生支援機構の貸与型奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。なお、被災等により家計が急変した学生等については、急変後の所得により支援対象者を判定し、速やかに支援を開始できる仕組みを導入しており、高等学校等在学中に申請を行わなかった場合においても、大学等進学後に申請が可能である旨もあわせて周知すること。

また、被災により年度の中途において家計が急変した私立小学校及び中学校等に在学する児童生徒については、私立高等学校等経常費助成費補助金も活用した授業料減免措置等による必要な支援を行うこと。

4. 学習指導等について

今回の令和6年能登半島地震により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることがないよう、災害の状況や児童生徒の実情等を十分に踏まえながら、可能な場合には ICT 等を活用した学習指導を行うなど、できる限り学びの継続に努めること。

その際、今回の被災により GIGA スクール構想で整備された端末の故障や紛失が生じたり、通信環境が途絶しているなど、全ての児童生徒が同様の ICT 環境に置かれていないことも考えられるが、一部の児童生徒が ICT を活用できないことのみをもって、全体で ICT を活用しないといったことがないよう、一人ひとりの学習機会の確保を第一義とし、柔軟に対応すること。

今回のような、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して ICT 等を活用した学習指導を行った際の学習評価への反映や指導要録上の取扱については、

- ① ICT 等を活用した学習状況やその成果については学校における学習評価に反映することが可能であること
- ② 指導計画への適切な位置づけや教師による学習状況・成果の把握といった要件を満たす場合には、十分な定着が見られる学習内容について再度対面指導で取り扱わないことも可能であること
- ③ 登校できなかった場合であっても、その日数は指導要録上「欠席日数」としては記録せず、オンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、オンラインを活用した特例の授業を受けた日数等を記録すること

などとしているところであり、各教育委員会や学校においては、それぞれの実情を踏まえて積極的に取組を進めること。

また、児童生徒が学校に登校することができるようになった時点では、対面により学習状況等を把握し、児童生徒や教職員の負担にも配慮しつつ、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じるなど配慮すること。その際、例えば、時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮、土曜日の

活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等も考えられること。

こうした場合においては、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等にのっとり、適切に振替を行った上で、補習等のための指導員等派遣事業や教職員加配の活用等も含め、教師の業務負担軽減に配慮すること。

上記の点に関し、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導上の留意点や学習評価への反映・指導要録上の取扱等については「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号）において、特にICTを活用した学習指導等を実施する際の留意点や実践事例等については「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」（令和4年1月12日付け事務連絡）において関連事項を示しており、本通知の末尾に関連通知等のURLを掲載しているので、適宜参照すること。

5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

なお、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号）においても示したとおり、非常時に臨時休業を行い、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

また、被害を受けた地域等の高等学校等においても、授業時数の取扱いについて、小学校及び中学校等と同様に配慮すること。

6. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、教育委員会においてはスクールカウンセラー等活用事業等も活用し、スクールカウンセラーの派遣を行うなど、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

7. 学校給食について

学校給食は被災した児童生徒等が日常の学校生活を取り戻すためにも大切であり、学校給食調理場が被災している場合には、近隣の学校給食調理場からの配食や簡易給食等も含め、地域の実情に応じて広域的な観点からバックアップ方策を検討すること。

また、被災した児童生徒等を受け入れている場合及び自校以外の被災した学校に

学校給食を提供する場合においては、食物アレルギー等を有する児童生徒等について十分留意の上対応すること。

さらに、被災した児童生徒等の学校給食費について、必要に応じ、猶予措置等に配慮すること。

8. 高校生等の就職支援について

被災した生徒の就職採用選考が近日中に予定されている学校においては、被災した生徒の個別の事情を十分に勘案し、企業等に連絡をとり、選考の日程等について調整するなど生徒に不利益が生じないような対応を行うこと。その際、企業等の対応で不都合が生じた場合には、ハローワーク等に相談するなど必要な対応を行うこと。

《関連 URL 等》

○感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）（令和3年2月19日付け2文科初第1733号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html



○やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について（令和4年1月12日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_99901.html



【本件連絡先】

（全体に関すること）

○文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付企画係
（電話）03-6734-2319

（1（公立学校）に関すること）

＜高等学校＞

○初等中等教育局修学支援・教材課企画係
（電話）03-6734-3578

＜特別支援学校＞

○初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
（電話）03-6734-3193

（1（私立学校）に関すること）

○高等教育局私学部私学助成課助成第四係
（電話）03-6734-2547

（1（国立学校）に関すること）

○総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室教育大学係
（電話）03-6734-3498

(2、(就学援助(学用品費等))に関すること)

○初等中等教育局修学支援・教材課就学支援係

(電話) 03-6734-4671

(2 (就学援助(学校給食費及び医療費))に関すること)

○初等中等教育局健康教育・食育課庶務・助成係

(電話) 03-6734-2693

(2 (特別支援教育就学奨励費))に関すること)

○初等中等教育局特別支援教育課庶務・振興係

(電話) 03-6734-2430

(3 (高等学校等就学支援金))に関すること)

○初等中等教育局修学支援・教材課企画係

(電話) 03-6734-3578

(3 (高校生等奨学給付金、高校等専攻科の生徒への修学支援))に関すること)

○初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室高校奨学金係

(電話) 03-6734-3170

(3 (高校等で学び直す者に対する修学支援))に関すること)

○初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室高校修学第二係

(電話) 03-6734-3567

(3 (大学等への進学に際して利用できる経済的支援))に関すること)

※高等教育の修学支援新制度について

○高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

(電話) 03-6734-3496

※日本学生支援機構の貸与型奨学金について

○高等教育局学生支援課奨学事業係

(電話) 03-6734-3051

(3 (私立小学校・中学校等の家計が急変した生徒等の支援))に関すること)

○高等教育局私学部私学助成課助成第四係

(電話) 03-6734-2547

(4に関すること)

○初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

(電話) 03-6734-2368

(4 (GIGA スクール構想で整備された端末等))に関すること)

○初等中等教育局修学支援・教材課学校デジタル化プロジェクトチーム学校デジタル化総括係

(電話) 03-6734-2085

(4 (公立学校の補習等のための指導員等派遣事業))に関すること)

○初等中等教育局財務課校務調整係

(電話) 03-6734-3704

(4 (公立学校の教職員の加配) に関すること)

○初等中等教育局財務課定数企画係

(電話) 03-6734-2038

(5 に関すること)

○初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

(電話) 03-6734-2368

(6 (健康診断、健康相談等) に関すること)

○初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係

(電話) 03-6734-2918

(6 (スクールカウンセラー等) に関すること)

○初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第二係

(電話) 03-6734-3299

(7 に関すること)

○初等中等教育局健康教育・食育課学校給食係

(電話) 03-6734-2694

(8 に関すること)

○初等中等教育局児童生徒課キャリア教育推進係

(電話) 03-6734-4728

(4、5、6、8のうち専修学校高等課程に関すること)

○総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

(電話) 03-6734-2915

(4、5、6、8のうち高等専門学校に関すること)

○高等教育局専門教育課高等専門学校第一係

(電話) 03-6734-3347

